

堺町小学校 いじめ防止基本方針

I いじめの問題に関する基本認識及び基本姿勢

「いじめは、人として決して許されない行為」である。しかしながら、「どの児童にもどの学校にも起こりうる」ことから、学校、家庭、地域が一体となって協力し、一貫した対応・指導を継続して行い、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

本校では、全ての児童がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係のもと、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、設置者や専門機関等の協力を得て、全教職員が一致協力して「いじめのない楽しい学校づくり」を進める。

1 いじめとは

〈いじめの定義〉

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法第二条」より】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行う。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにする（例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある）。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や少年団の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童が有する何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。
- 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

【参考：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」】

2 いじめの基本認識

- いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと。
 - ・どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。
 - ・いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
 - ・いじめをはやし立てたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
- いじめられている子どもの立場に立った指導を行うこと。
 - ・子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。
 - ・自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識をもつ。
 - ・いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。
- いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること。
 - ・個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。
 - ・道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。
- 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。
 - ・いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある

【参考：文部科学省「いじめの問題に関する総合的な取組について」】

II いじめ防止対策推進の基本的考え方

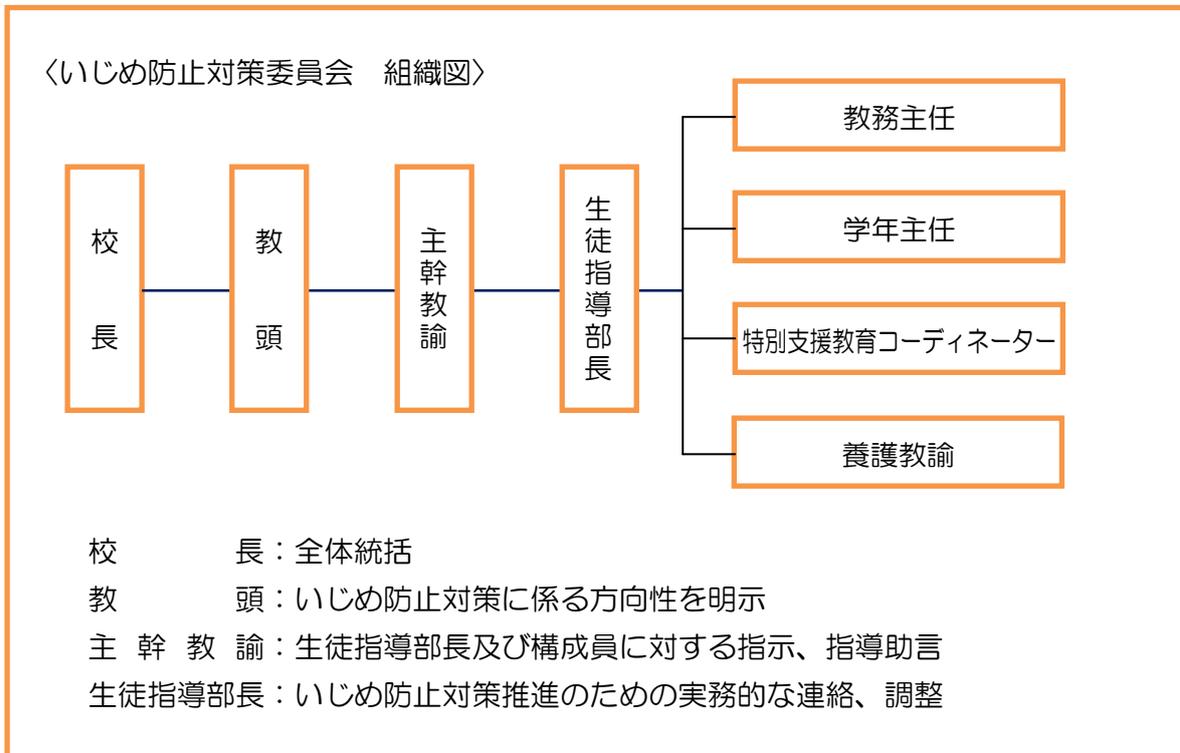
- 「1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢」を全教職員及び保護者で共有し、関係機関や地域住民等の協力も得ながらいじめの根絶に向けた組織的な取組を推進する。
- 校長をリーダーとする「いじめ防止対策推進委員会」を校内に設置し、実効性のある取組を推進する。
- 児童の心身や財産に重大な被害を与えるようないじめに対しては、設置者や専門機関等の協力を得て、事実解明等を行う緊急の調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じる。

- ① いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの学校でもどの児童生徒にも生じうるという緊張感をもち、児童生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることとします。
- ② 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることとします。
- ③ いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、また、いじめを受けている児童生徒に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域、行政機関、その他の関係者が相互の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指すこととします。

【北海道いじめの防止等に関する条例】

Ⅲ 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

- いじめ防止対策を実効的に行う組織として「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。
- 校長は、本委員会を定期的に招集するとともに、必要に応じて臨時に招集する。



Ⅳ 「いじめ防止対策推進委員会」の責務

「いじめ防止対策推進委員会」は、いじめ根絶に向け、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) いじめ防止基本方針の策定と公開
- (2) いじめ根絶に係る児童の自治活動の推進
- (3) 児童の思いやりの心など豊かな心の育成
- (4) 児童の望ましい人間関係や自己有用感の育成
- (5) 児童の情報モラルの育成
- (6) ネットトラブルの対応
- (7) いじめの早期発見・早期解消
- (8) いじめの再発防止
- (9) 関係機関との連携
- (10) 保護者等への適切な情報提供
- (11) いじめの問題及び児童理解に係る教職員の研修の企画と運営
- (12) いじめ防止対策推進に係る学校評価の推進
- (13) その他、いじめ防止対策推進に関すること

V 具体的な取組内容

1 未然防止

(1) いじめについての共通理解

ア 教職員全員の共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図る。
 - ・ ネットトラブル未然防止について
 - ・ いじめ加害の背景としての勉強や人間関係等のストレスについて
 - ・ 教職員の指導の在り方について等

イ 児童の共通理解

- 全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。
 - ・ いじめに関する学習の実施（学級活動又は道徳の時間）
 - ・ 参観日における道徳の授業公開

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- ・ 奉仕的な活動の実施、地域行事への参加 等

イ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- ・ 保護者、地域住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携
- ・ 児童の自主的な企画及び運営による活動を促進

ウ 保護者に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。

- ・ 学校だよりを通じた啓発 等

エ 教育委員会と連携を図り、必要な指導、助言または援助を受ける。

3 児童の「居場所づくり」「絆づくり」

(1) 全ての児童が「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。

- 「ほめる」「認める」「励ます」「伸ばす」指導の基本姿勢を徹底する。
- 家庭や地域の人々などにも協力を求めて、一人一人がよさを認められているという実感を得られるよう工夫する。
- 自己有用感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

- (2) 社会性や自己有用感は、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、幼稚園や中学校と適切な連携を図り、発達段階に応じて社会性や自己有用感を身に付けていくことができるようにする。
- (3) 学業不振がストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めるとともに、学級や学年等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

2 早期発見

(1) いじめを訴えやすい雰囲気作り

ア アンケート調査等の活用

- アンケート調査（年2回）
- 各種調査の活用（「ほっと」等）

イ 家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援する。

- 機会あるごとに子どもの様子について情報交換をする。

ウ 児童とのふれあいの重視

- 休み時間や放課後の児童との対話、様子を観察
- 個人ノート等の活用

(2) 相談体制の確立

ア 担任の他に、学年団や養護教諭、管理職に相談できることを周知する。

イ 相談窓口について広く周知する。

ウ いじめを受けた児童の権利等を守る。

エ 教育相談で得た児童の個人情報の取扱い方針を明確にする。

- 他の児童から目が届かないように時間と場所を確保し、いじめが助長されたり、新たにいじめの対象となる児童が出たりしないよう、細心の注意を払って対応する。
- 加害児童への指導に際しても、情報源は秘匿する。

(3) 情報収集体制の確立

ア 定期的にネットパトロールを実施する。

イ 定期的に「いじめ防止対策推進委員会」を招集し、情報交換と対策の検討を行う。

〈児童が発するサイン〉

いじめられている児童	いじめている児童
<input type="checkbox"/> 遅刻、早退を繰り返し、欠席も増える	<input type="checkbox"/> 教師を避けようとする
<input type="checkbox"/> 用事もないのに職員室前をうろつく	<input type="checkbox"/> 相手によって態度を変える
<input type="checkbox"/> ぼんやりしたり沈んだりしている	<input type="checkbox"/> 行動が乱暴になる
<input type="checkbox"/> 一人でぼつんとしている	<input type="checkbox"/> 不平不満が多い
<input type="checkbox"/> 下を向き、視線を合わせない	<input type="checkbox"/> すぐ、むきになる
<input type="checkbox"/> 教科書などの持ち物が紛失する	<input type="checkbox"/> 服装や外見に見栄をはる
<input type="checkbox"/> 授業中の間違いなどを周囲に嘲笑される	<input type="checkbox"/> 自分は悪者扱いされていると訴える
<input type="checkbox"/> 衣服の汚れ、擦り傷等が見られる	<input type="checkbox"/> 他人は自分より幸せそうだと訴える
<input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に来室する	<input type="checkbox"/> 授業中、他者の発言を冷やかす
<input type="checkbox"/> けがの状況と本人の説明する理由が一致しない	<input type="checkbox"/> 友達との会話の中に差別意識が表れる

(4) いじめの認知

いじめの問題に適切に対応するため、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組に早期に着手するよう努める。

〈いじめの認知に関する考え方〉

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。
- (2) 初期段階のいじめは、子どもたちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- (3) 文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

【文部科学省：平成27年8月17日付け文書】

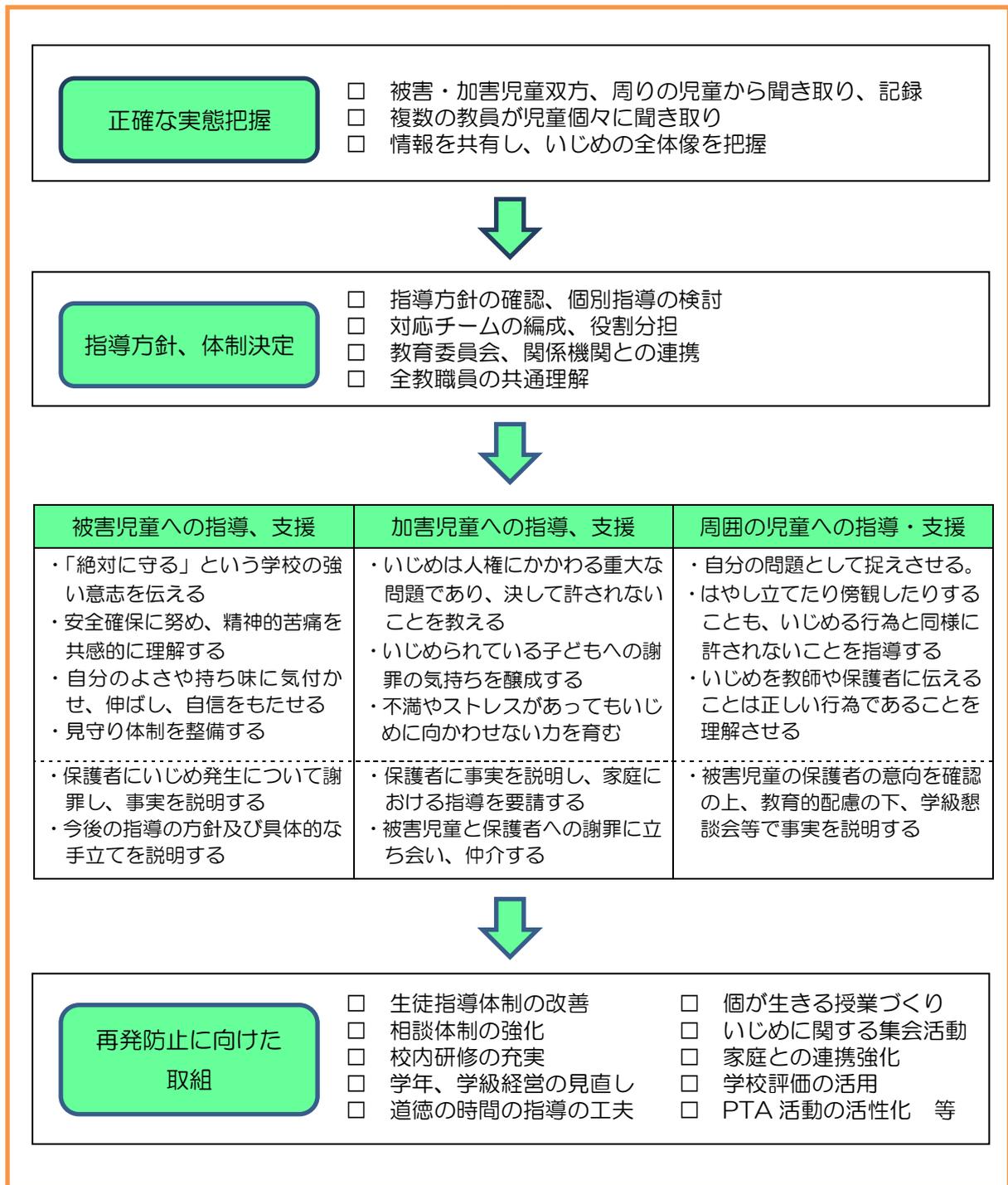
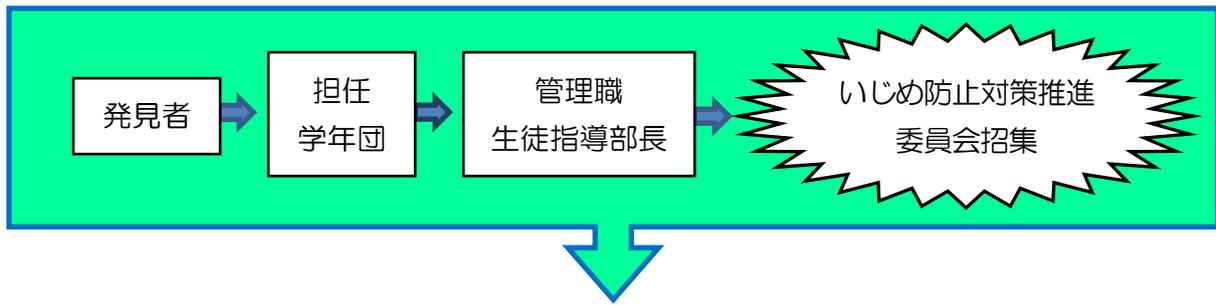
〈いじめの認知に当たっての留意事項〉

- (1) 定期的なアンケート調査等の実施により把握したものだけでなく、日常の学校生活の中で把握したもの全てを認知件数として計上する。
- (2) アンケートで何らかの訴えがあった場合、いじめの全貌を把握することは難しいという認識の下、直接「いじめ」という表現が用いられていなくとも、児童が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する。
- (3) 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案（解消したからといっていじめが発生しなかったことにはならない）についても遺漏なく認知件数に計上する。
- (4) 対人関係のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあった可能性を踏まえ慎重に確認する。
- (5) アンケート調査や個別面談等におけるいじめを受けた旨の申出は、重く受け止め、いじめの定義に従い適切に判断する。
- (6) いじめについて校内で共通理解を形成した上で、いじめの把握に努める。

【参考：北海道教育委員会「いじめ未然防止モデルプログラム」】

3 早期対応

〈基本的な対応の流れ〉



4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法】

(2) 重大事態への対応の具体

ア 重大事態の調査

- ・ いじめ防止対策推進委員会の緊急招集、調査の実施
- ・ 事実関係の整理

イ 重大事態の報告、通報

- ・ 教育委員会へ報告、早期対応チーム派遣等の支援要請
- ・ 犯罪行為が認められる場合は、警察への通報、支援の要請

(3) 調査組織の設置（教育委員会の指示による）

- 校内調査委員会の選定
- 外部の専門家への協力依頼（教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等）
- 「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の派遣要請
- 被害者の救済措置の検討
- 加害者への教育的措置の検討
- 調査及び対応結果の教育委員会への報告

(4) 措置の実施

- 教育委員会の指示に基づく措置の実施